

一般社団法人沖縄県損害保険代理業協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人沖縄県損害保険代理業協会（以下「本会」という）と称する。

(目的)

第2条 本会は、損害保険の健全かつ公正な募集と保険契約者の利益を守るため損害保険代理店の資質を高め、地位の向上を図り、損害保険事業の健全な発展に寄与するとともに併せて地域社会に貢献することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 一 損害保険代理店に対する教育研修事業
- 二 損害保険代理店の制度、業務に関する調査研究および関係諸機関への提言
- 三 損害保険の健全な普及に関する啓発、宣伝及び防災活動
- 四 損害保険代理店の広報活動
- 五 地域社会に貢献するためのボランティア活動
- 六 会員の福利厚生増進のための事業
- 七 会員への情報伝達と相互理解を図るための会報などの発行
- 八 前各号のほか、本会の目的を達成するために必要と認めた事項

(事務所)

第4条 本会は、主たる事務所を本部と称し、これを那覇市におく。

(公告の方法)

第5条 本会の公告は、官報に掲載する。

第2章 会員

(会員及びその資格)

第6条 本会会員は、正会員、一般会員及び賛助会員とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法」という）上の社員とする。

- 2 正会員は保険業法第276条により登録された損害保険代理店の代表者とする。
- 3 一般会員は、正会員が代表する損害保険代理店の役員、使用人として保険業法第302条により届出がなされた者とする。
- 4 賛助会員は、本会の目的に賛同し、本会の事業を賛助又は後援する法人、個人とする。

(入会の方法)

第7条 本会の正会員、一般会員、及び賛助会員になろうとする者は、入会申込書を会長に提出し、その承認を得なければならない。

(入会金及び会費)

第8条 本会に入会する場合は、総会の決議を経て別に定めるところにより、入会金を納めなければならない。

2. 会員は、総会の決議を経て別に定めるところにより、会費を納入しなければならない。

(会員の権利義務)

第9条 会員は、本会の事業活動につき、その便宜を受ける権利を有するとともに、この定款及び総会の決議に従う義務を有する。

(退会)

第10条 会員は次の各号のひとつに該当する場合には、退会するものとする。

- 一 退会届の提出
- 二 会員資格の喪失
- 三 第8条第2項に定める会費を納付せず理事会の決議があったとき
- 四 その他法に規定する事由

(戒告及び除名)

第11条 会員が次の各号のひとつに該当する場合には、総会の決議によりこれに戒告を与え、又は除名することができる。

- 一 本会の名誉又は信用をき損したとき
 - 二 本会の目的に反し、又は秩序を乱す行為があったとき
 - 三 第8条第2項を除く会員としての義務の履行を怠ったとき
2. 前項の規定により除名しようとするときは、その会員に総会の日から1週間前までにその旨通知し、総会において弁明の機会を与えなければならない。

(権利の喪失)

第12条 会員が退会し又は除名されたときは、その理由のいかんを問わず、既納の入会金及び会費の返還請求その他本会に対する一切の権利を失う。

(会員の名簿)

第13条 本会は、会員名簿を作成し、これを本会の事務所に常置するものとする。

2. 会員は、会員名簿記載事項に変更があったときは、遅滞無く本会に届けなければならない。
3. 本会の会員にたいする通知等は、会員名簿の記載によって発する。

(設立時の会員の氏名又は名称及び住所)

第14条 本会の設立時社員（正会員）の氏名及び住所は、別紙のとおりとする。

第3章 役員及び顧問

(役員の種類)

第15条 本会に次の役員を置く。

- 一 理事 10名以上25名以内
うち 会長 1名

副会長 2名以上6名以内

専務理事 1名以内

常務理事 3名以内

二 監事 1名以上2名以内

2. 会長は法上の代表理事とする。

(役員を選任)

第16条 理事及び監事は、総会において選任する。

2. 理事は、正会員の中から選任する。
3. 前項の規定にかかわらず理事5名以内を正会員以外から選任することができる。
4. 会長及び副会長は、理事のうちから理事会において選任する。
5. 専務理事及び常務理事は、理事会において選任する。

(役員職務及び権限)

第17条 会長は、本会を代表し、総会及び理事会を招集し、理事会の議長となる。

2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、あらかじめ理事会で定めた順位に従いその職務を代理し、会長が欠員のときは、その職務をおこなう。
3. 専務理事は、会長及び副会長を補佐して、会長及び副会長がともに事故があるときはその職務を代理し、欠員のときはその職務を行う。
4. 常務理事は、会長、副会長及び専務理事を補佐して本会の業務を運営する。
5. 理事は、理事会を組織する。
6. 監事は、法99条ないし104条の職務を行う。
7. 監事は、総会、理事会に出席して意見を述べることができる。

(役員任期)

第18条 各役員任期は、就任後第2回の通常総会終了の時までとする。ただし、重任を妨げないが、会長及び副会長のそれぞれの任期は連続3期を限度とする。

2. 前項の規定にかかわらず、会長及び副会長のそれぞれの任期の限度は、総会の決議で1期まで延長することができる。
3. 役員は、任期終了後であっても、後任者の就任するまで引き続きその職務を行う。
4. 補欠のため就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。

(解任)

第19条 役員職務遂行に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があったとき、あるいは本会の名誉又は信用をき損する行為をしたときは、総会の決議によりその役員を解任することができる。

(顧問)

第20条 本会に顧問若干名を置くことができる。

2. 顧問は、理事会の決議を経て、会長が委嘱する
3. 顧問は、本会の諮問に応じ、総会、理事会に出席して意見をのべることができる。

第4章 総会

(決議事項)

第21条 総会は、法令及びこの定款に別段の定めがあるもののほか、次の事項を決議する。

- 一 事業計画及び予算の承認
- 二 事業報告及び会計報告の承認
- 三 入会金及び会費の額並びに納入方法
- 四 前3号に掲げるもののほか、理事会が付議を決議した事項

(総会の種類及び招集)

第22条 総会は通常総会及び臨時総会とし、通常総会は毎事業年度終了後2ヶ月以内に、臨時総会は会長が必要と認めたときに理事会の決議により招集する。

2. 正会員の5分の1以上又は監事が会議の目的事項及び招集の理由を記載した書面を会長に提出して総会の招集を請求したときは、会長はその請求を受けた日から6週間以内に臨時総会を招集し、開催しなければならない。
3. 総会は開催の日から少なくとも2週間前に、会議の目的たる事項、日時及び場所を記載した書面による通知を発して招集しなければならない。

(総会の議長)

第23条 総会の議長は、その総会において、出席者の中から選任する。

(総会の成立及び決議)

第24条 総会は正会員の2分の1以上の出席者により成立し、その議事は出席正会員の過半数をもって決する。ただし、可否同数の時は議長の決するところによる。

2. 前項の規定にかかわらず第11条第1項の除名の決議、及び第19条のうち監事の解任の決議、並びに法49条2項で定める決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の表決権の3分の2以上の多数で決する。

(表決権)

第25条 正会員は各1個の表決権を有するが、一般会員及び賛助会員は表決権を有しない。

2. 止むを得ない理由により総会に出席できない正会員は、第22条第3項の規定によりあらかじめ通知のあった事項につき書面又は代理人によって表決権を行使することができる。
3. 前項に規定する代理人は、本会の正会員に限るものとし、総会ごとに委任状を提出しなければならない。
4. 書面又は代理人によって表決権を行使する正会員は、総会の出席者とみなす。

(総会の議事録)

第26条 総会の議事については、議事録を作成しなければならない。

2. 議事録には開催の日時、場所、議事の経過及びその結果、並びにその他法で定められた事項を記載し、議長及び出席した正会員2名以上の者が、署名又は押印しなければならない。

第5章 理事会

(理事会)

第27条 理事会は、この定款に定めがあるもののほか次の事項を審議決定する。

- 一 総会の決議事項の執行に関する事項
 - 二 総会に提出すべき議案に関する事項
 - 三 総会から委任された事項
 - 四 前3項に掲げられるもののほか、本会の会務の運営に関し、会長が必要と認めた事項
2. 会長は、毎事業年度ごと4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(理事会の招集方法)

第28条 会長は、開催の日から、少なくとも2週間前に通知を發して招集しなければならない。ただし、緊急の場合には、その期間を短縮することができる。

(理事会の成立及び決議)

第29条 理事会は、理事の過半数の出席により成立し、その議事は出席者の過半数をもって決する。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会の議事録)

第30条 理事会の議事については、議事録を作成しなければならない。

2. 議事録には、開催の日時、場所、議事の経過及びその結果、並びにその他法で定められた事項を記載し、会長及び出席した監事が署名又は記名押印しなければならない。
3. 会長が出席しないときは、出席した理事及び監事が署名または記名押印しなければならない。

第6章 委員会及び事務局

(委員会)

第31条 本会の事業につき、特に専門的な調査審議又は特別の事項の処理遂行に当てるため、理事会の決議により委員会を設置することができる。

2. 委員会の設置及び運営に関する規約は別に定める。

(事務局)

第32条 本会の事務を処理するために事務局を設け、事務局長及び職員を置くことができる。

2. 事務局長及び職員の任免は、理事会の同意を得て会長が行う。
3. 事務局長は理事をもって充てることができる。

第7章 資産及び会計

(資産)

第33条 本会の資産は、次の各号に掲げるものにより構成する。

- 一 会費

- 二 入会金
- 三 寄付金品
- 四 資産から生ずる果実
- 五 事業に伴う収入
- 六 前各号以外の収入

(経費)

第34条 本会の経費は資産をもって充てる。

(資産の管理)

第35条 本会の資産は会長が管理し、その方法は、理事会の議決により定める。

(事業年度)

第36条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業報告書の作成)

第37条 会長は毎事業年度の末日ごとに次の書類及びその付属明細書を作成しなければならない。

- 一 事業報告書
 - 二 貸借対照表
 - 三 損益計算書
2. 会長は、前項の各書類を、毎年通常総会の開催日より3週間以上前に監事に提出して監査を受けなければならない。
3. 監事は、前項の書類の提出を受けた日から1週間以内に監査し、かつ、その報告書を会長に提出しなければならない。

(事業報告書等の承認)

第38条 会長は、前条第1項各号の書類を通常総会に提出してその承認を得なければならない。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第39条 この定款は、総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の表決権の3分の2以上の決議を経なければ、これを変更することができない。

(解散)

第40条 本会は、総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の3分の2以上の決議により解散することができる。

(残余財産の処分)

第41条 解散に伴う残余財産の処分方法は、総会の決議を経て、これを定める。

第9章 補則

(施行規則等)

第42条 本会は、この定款の運用を円滑にするため、定款に別に定めるもののほか、理事会の決議を経て、

施行に関する規則等を定める。

附則

1. この定款は、設立登記があった日から施行する。
2. 本会の設立初年度の事業年度は、第 36 条の規定にかかわらず、設立登記日から翌年 3 月 31 日までとする。

入会金および会費規則

(総則)

一般社団法人沖縄県損害保険代理業協会（以下『本会』という）は定款第 8 条の規定に基づき、本規定を定める。

(目的)

第 1 条 定款第 2 条の目的達成と第 3 条の事業を推進するために、会員より入会金及び会費を次のように徴収する。

(1) 入会金は入会時に徴収する

正会員 10,000 円

一般会員及び賛助会員は免除

(2) 会費は年会費とする

正会員 36,000 円

一般会員及び賛助会員 6,000 円

(会費の納入)

第 2 条 会費の納入方法は、次の各号のとおりとする。

(1) 正会員は、年一回払い及び年二回払いとする。

(2) 一般会員および賛助会員は、年一回払いとする。

(会費の納入期限)

第 3 条 会費の納入期限は、次の各号のとおりとする。

(1) 既会員の場合

・ 年一回払いは、その年の 6 月末日とする。

・ 年二回払いは、6 月末日及び 11 月末日とする。

(2) 新規会員の場合

・ 入会日とする。

(会費の不払)

第 4 条 会費納入期限が経過したにもかかわらず、会員が会費を納入しないときは、本会から会員に対して期限を定めて督促を行う。

2. 前項の督促期限を経過したにもかかわらず、さらに会員が会費を納入しないときは、再度期限を定めて督促を行う。

3. 前項の再度の期限を経過してもなお会費を納入されない場合を「会費の不払」とする。ただし、理事会の決議をもって「会費の不払」を認定する。

(入会金および会費の返還)

第 5 条 既納の入会金及び会費は原則として返還しない。

(変更)

第 6 条 本規則の改廃は定款第 21 条に基づく。

役職員旅費支給規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人沖縄県損害保険代理業協会の理事が公務のため旅行する場合の旅費支給に必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この規程において次の各号にかかげる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 1 「理事」とは定款第16条に示す役員をいう。
- 2 「管内」とは沖縄県内をいう
- 3 「管外」とは沖縄県外をいう。

(旅費の支給)

第3条 理事職員が次の用務のため旅行をしたときは、旅費を支給する。

- 1 この会を代表して出席する場合。
- 2 この会の要求によって出席する場合。

第4条 旅費は車賃、船賃、航空賃、日当、宿泊の五種とし、別表のとおりとする。

- 1 職員が役員に随行する場合は、すべて役員に準ずる。

(出張命令)

第5条 理事職員の出張は会長の出張命令によって行われねばならない。

- 1 出張命令権者は、電信、電話、郵便等による連絡手段によっては、公務の円滑な遂行を図ることができない場合で且つ予算上、旅費の支給が可能である場合に限り出張命令を発することができる。
- 2 管外出張の場合は傷害保険（死亡・後遺障害保険金額 1千万円）加入

(旅費の計算)

第6条 旅費は勤務先を起点として最も経済的な通常の経路及び、方法により出張した場合の旅費により計算する。

但し、公務の都合または天災その他やむを得ない場合には現によった経路及び方法によって計算する。

第7条 日当は日数に応じて計算し、宿泊料は宿泊回数に応じて計算する。

(定額の変更)

第8条 出張先において業務上、特に費用を要したときは、その理由を具し、会長の承認をえたものに限り、増額支給をすることができる。

第9条 出張命令権者は、この規程による定額を支給する必要がないと認めるときまたは予算の都合のあるときは、その定額を減じ、または全部を支給しないことができる。

(旅費の支払)

第10条 管内旅費は用務終了後払うものとする。

第11条 管外旅費の支払は、出張前に概算額を支給することができる。

但しこの場合は、用務終了後10日以内に精算しなければならない。

別 表

出張先	管 内	管 外
役職名	理 事	理 事
日 当	500 円	2,000 円
宿泊料	5,000 円	7,000 円
車 賃	実 費	実 費
船 賃	実 費	実 費
航空賃	実 費	実 費
		傷害保険 死亡・後遺障害保険金 1 千万円

※ 実費とは実際にかかった費用を言う。

※ 理事会における車賃は支払わない。

(手 当)

第 12 条 監査員の手当は 1 監査につき 3,000 円とする。

附則 当規約は、平成 23 年 4 月 1 日 施行とする。

支部活動費の件

代協活動の基本は支部活動であり、その支部として活動を活発化する為にも活動費が必要である。

今後の支部発足を考えると、更なる活動の飛躍が求められる。

その為、支部活動費の基本となる算出方法を考え、下記認定の中から算定してもらいたい。

活動費

人数制 1 名 2,000 円